

千葉県保健医療計画の中間見直しについて

千葉県健康福祉部 健康福祉政策課

目次

- 1 背 景
- 2 医療計画見直しの概要
- 3 計画見直しの方針
- 4 検討体制について
- 5 医療審議会スケジュール

1 背景

- 「千葉県保健医療計画」

- ・ 医療法第30条の4に基づく法定計画
- ・ 現行計画は平成30年4月に改定
- ・ 計画期間は平成30年度から令和5年度まで

- 中間見直しについて

- ・ 現行計画では、令和2年度に中間見直しを実施予定
- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う対応を優先させる必要があり、令和3年度にかけて見直しを検討

2 医療計画見直しの概要

(1) 基準病床数(療養・一般病床)

- ・病床の整備目標である基準病床数について、中間見直し年度までの目標としていることから、見直しについて検討

(2) 在宅医療

- ・「居宅の医療の確保に関する事項」については、3年ごとに、調査、分析及び評価を行い、必要があると認めるときは、計画を変更（医療法第30条の6）

(3) 指標・目標値

- ・今年度までに終期を迎える指標・目標値の見直し

3 計画見直しの方針

(1) 見直しの適用期間

- ・ 令和4年度から令和5年度まで(2年間)

(2) 検討の方向性

ア 3医療圏の基準病床数(療養・一般病床)の見直しについて

- ・ 特に高齢者人口の急増が見込まれる本県に対応した医療提供体制を構築するため、2025年(令和7年)における必要病床数が、現状の既存病床数を大きく超えている千葉、東葛南部及び東葛北部保健医療圏において、必要病床数の確保を目指した基準病床数とするため、厚生労働大臣に特例による加算の協議を行う。

イ 在宅医療について

- ・ 病床の機能分化、連携に伴い生じる新たな在宅医療、介護施設等の需要について、「千葉県高齢者保健福祉計画(令和3年度～令和5年度)」との整合を図るとともに、令和2年度に実施した「在宅医療実態調査」の結果等を踏まえて、「施策の具体的展開」の見直し等を行う。

ウ 指標・目標値の見直しについて

- ・ 今年度末までに終期を迎える指標・目標値について、計画終了年度(令和5年度)までの設定を検討する。

4 検討体制について

- 見直しにあたっては、医療法上の手続きを実施
 - ・千葉県医療審議会への諮問
 - ・診療又は調剤に関する学識経験者の団体の意見聴取
 - ・市町村、保険者協議会への意見聴取
- 各二次保健医療圏の地域保健医療連携・地域医療構想調整会議での関係者からの意見聴取や、パブリックコメントを行い、広く県民や医療関係者等の意見を反映
- 在宅医療については、千葉県在宅医療推進連絡協議会において、有識者の意見を聴取

5 医療審議会スケジュール

令和3年7月	第1回 医療審議会 総会〔諮問〕
令和3年8～9月	地域保健医療連携・地域医療構想調整会議
令和3年10月	千葉県在宅医療推進連絡協議会
令和3年11月	医療審議会 地域保健医療部会
令和3年11月	各団体、市町村への意見聴取、 パブリックコメントの実施
令和3年12月	第2回 医療審議会 総会〔答申〕